

「金地金の売却」仕様書

1 総則

この仕様書は、甲賀広域行政組合が発注する「金地金の売却」に適用する。

2 履行場所

契約後に示す場所

3 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日までとする。

4 売払物件

品 名	金地金	
数 量	1 枚	
重 量	5 0 0 g <u>取引証明用はかりで計量した重量 ではない。</u>	
備 考	・ 田中貴金属工業㈱の刻印あり ・ 品位表示：9 9 9 . 9 ・ 重量表示：5 0 0 g ・ 傷、へこみ多数 ・ 購入証明書等添付書類無し	

※真贋鑑定は行っていない。また、本組合が品質を保証するものではない。

※写真中、個別識別番号は黒色にてマスキング処理している。

5 最低買取率

1 0 0 パーセント

※買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税含）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。以下、「買取率」という。

※最低買取率とは、あらかじめ発注者が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

6 買取方法、買取条件

- (1) 入札にあたり、事前に金地金の現物確認の場は設けない。
- (2) 入札においては、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金地金の買取率（％）を入札書に記載すること。入札書の買取率記入欄に、買取率（％）表記以外の記載があった場合は無効とする。
- (3) 実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日 9 時 30 分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率（％）及び金地金の重量を乗じた額とする。またその額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てることとする。
- (4) 金地金の引き渡しは、買取代金の口座振込による支払い完了後とする。なお、立ち会い、買取、査定・真贋鑑定、買取代金の口座振込に要する費用は、落札者の負担とする。また、物品の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。
- (5) 落札後の現物確認の結果、買取りを辞退することが出来る場合は、下記のとおりとする。
 - ア 金地金が贋物と判明した場合
 - イ 金地金の状態が買取りに適さない合理的な理由がある場合
(証明書等が無い、傷が多いなど、本仕様書で明記されている事項での辞退は認めない。)
- (6) 引渡日は、令和 8 年 2 月 27 日までの間で落札者と発注者が協議により定めた日（原則として月曜から金曜までの 9 時 30 分から 16 時 00 分まで（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分は除く。)) とする。
- (7) 引渡し時に身分確認を行う場合があるので、本人確認書類（運転免許証等）及び雇用関係が証明できる書類（名刺可）を持参すること。
- (8) 買受人は引渡しと同時に、本組合へ受領書を提出すること。
- (9) 金地金の運搬のための容器は買受人が用意すること。

7 契約金額の支払

買受人は、契約を締結した日から 14 日以内（最終日が甲賀広域行政組合の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に本組合が発行する納入通知書により契約金額を一括納付すること。

8 その他

- (1) 本件売払に関しては、甲賀広域行政組合契約規則その他関係法令を遵守し、本仕様書記載事項を確認のうえ入札に参加すること。
- (2) 契約後においては、金価格の変動を含めた事情の如何を問わず、買取率及びその内容の変更は一切認めない。
- (3) 本契約後の金地金については災害、盗難などによる事故が発生しても、本組合はその責任を一切負わないものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、売払人と買受人との協議によるものとする。